2　法第十七条の二第一項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一　旅客に関する事項　搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二　乗組員に関する事項　搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

3　法第十七条の二第二項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

一　予約者に関する事項　氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二　予約者に係る予約の内容に関する事項　予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三　予約者の携帯品に関する事項　予約者が搭乗する特殊航空機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四　予約者が特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項　搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

4　法第十七条の二第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一　前項第一号及び第二号に定める事項　法第十七条の二第二項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二　前項第三号及び第四号に定める事項　法第十七条の二第二項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

第十八条第一項第六号ロ中「及び」を「、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに」に改め、「の番号」の下に「（当該貨物について運航者等（外国貿易機の運航者その他外国貿易機の運航を自ら行うものとして財務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）が交付する航空貨物輸送証の番号をいい、当該貨物について運航者等の行う運送を利用してする貨物の運送を業として行う者であつて当該運航者等と当該貨物の運送契約を締結するものが交付する航空貨物輸送証がある場合には、当該航空貨物輸送証の番号を含む。）その他財務省令で定める事項」を加え、同条第四項中「第二十条第四項前段」を「第二十条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による申請書（同項第三号及び第四号に掲げる事項に限る。）の提出は、電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申請書の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十八条の二の見出し中「入港手続」を「入出港手続」に改め、同条第三項中「入港の九十分前」を「直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時」に改め、同項ただし書中「直前の出発空港とその航空機が入港しようとする不開港との距離」を「航空運送事業者の別」に改め、同条第九項中「第二十条の二第五項前段」を「第二十条の二第六項」に改め、同項各号中「第二十条の二第四項」を「第二十条の二第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二十条の二第四項」を「第二十条の二第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　法第二十条の二第四項前段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一　旅客に関する事項　乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二　乗組員に関する事項　乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

9　法第二十条の二第四項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一　旅客に関する事項　搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二　乗組員に関する事項　搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

第二十三条第一項中「第二十五条」を「第二十五条各項」に改める。

第二十五条第一号中「第二項（臨検、捜索又は差押え）」を「第三項（臨検、捜索又は差押え等）」に、「郵便物等の差押」を「通信事務を取り扱う者に対する差押え」に、「第百二十三条」を「第百二十四条」に、「差押」の」を「差押え」の」に、「差し押えられた」を「差し押さえられた」に改める。

第四十四条の二第一項中「準用」の規定」を「準用」に改め、同項の表第四十八条の二第四項の項中「同項」を「同条第一項」に改める。

第五十一条第一項中「第六十二条の規定」を「第六十二条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）」に改め、同条第二項中「の規定において」を「において」に改め、「及び第五項」を削り、「第六十二条」の下に「（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）」を加え、「項中「に係る」を「項中「の」に、「に係る保税工場」と、「第五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」を「の保税工場」と、「第五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同表第四十八条の二第五項の項中「第五十一条各号」とあるのは「第六十二条において準用する第五十一条各号」に、「法第五十条第一項の」を「承認取得者（法第五十条第一項に規定する承認取得者をいう。次項において同じ。）」とあるのは「法第六十一条の五第一項の承認を受けた者」と、「法第五十条第一項の」に、「に係る保税蔵置場」とあるのは「に係る保税工場」を、「承認取得者又は保税蔵置場」とあるのは「法第六十一条の五第一項の承認を受けた者又は保税工場」と、「承認取得者の名称」とあるのは「同項の承認を受けた者の名称」と、「により当該」とあるのは「により当該保税蔵置場」と、「承認取得者の」と、」とあるのは「を受けた者の保税工場」と、」と、「当該」とあるのは「当該保税蔵置場」と、「第一号の承認取得者の」とあるのは「第一号の承認を受けた者の保税工場」に改める。

第五十五条の三中「（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」を削る。

第六十二条の三十三の見出しを削る。

第六十四条の二第一号中「保税展示場」を「保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用」に、「総合保税地域」を「保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用」に、「領置物件又は差押物件の返還等」を「領置物件等の還付等」に改め、同条第二号中「領置物件又は差押物件の返還」を削り、同条第四号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条（通告処分）」を「国税通則法第百五十七条第一項（間接国税に関する犯則事件についての通告処分等」に改める。

第六十五条の見出しを削る。

第八十二条の見出しを削る。

第九十五条を次のように改める。

（領置物件等の封印等）

第九十五条　税関職員は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押え（法第百二十一条第一項（臨検、捜索又は差押え等）に規定する記録命令付差押えをいう。以下同じ。）をしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。

第九十七条を削る。